

関西労働者安全センター 1975.9.20 発行 大阪市北区菅栄町59日レコビル2F 岩井会内 ☎06・358・2583 郵便振替口座 大阪 315742

主張

9月10日は秋南のシンズンである。春南、一時金南争と賃南争はよくやるが権利南争が不充分だというところで秋南が提起された。その秋南は権利南争の主要な課題として労災問題がとりあげられてきた。

秋南から賃南の導入

権利は、健康に働く権利である。この権利を確保するためには、常に安全に目を光らせ、健康に気を配り、少しでもおかしいと思ったら改善する南が必要である。つまり、日常点検と災害源を除去する南である。またこの様に日常目を光らせておかないと、賃南争は車の両輪である。両輪の片方がなければ、車は前に進まず、クルクル堂々巡りするだけだ。上の事をしつかりと考えて秋南にとりくむ必要がある。これまで補償南争しなされてきた職場は、この秋南で安全点検をしつかりやっけて災害源除去の南にとりか

従来、この秋南は補償南争に限定されてきた。いくらある、死七時いくら、一級いくらというやつである。確かに、一方が一被災した時に、加害者である資本から補償をとることは絶対に確保しておかぬばならない権利である。

いくら補償の権利をとっていても、被災労働者は見逃されてしまふ。また本人も「被災させられた」と思っている。権利を要求しない。権利があつて、権利意識なしという状態である。こうした日常点検・災害源除去の南いと補償南争は車の両輪である。今号の特集では、両輪をそろえて前進しつめる。つある職場の南いと紹介する。

て、その南は秋だけ

17号の案内

自主経営・多官派経営・二種解雇と数々の成果生みだす

千断の完全斗争こそが災害発生を未然に防ぐものである。この不
断の斗争を支える力こそ職場労働
者の権利意識の強さと言わねば
この特集は日常千断の職場斗争を
斗っている地域の仲間からの報告
を中心にまとめた。そして何故

日常斗争が始ったか、(2)具体的には
どんな活動をどんな組織方針で行っ
ているのか(3)斗いはどのような成果
を呼び起したのか(4)という三章に問題
をしばった。仲間の中で広汎な人々
が斗争完全斗争の資料のために活用
される目的で編集しました。
(編集部)

その1 是正勧告から労災斗争へ

新産別・柳本NJA労組

柳本・NJA労組は
柳本製作所とNJAへ
柳本と外資の合弁会社
で働く労働者の連合
組合である。柳本製作
所とNJA共に原子吸
光分析器などの分析機
器の製造メーカーであ
り、高度経済成長と公
害ブームに乗って急成

長した。狭い敷地に所
狭しと建て屋が並び、
多数の労働者がギョウ
詰めにされておられ、あ
ふれた者はテナントの下
で働かされているほど
だ。
会社の急成長の中に
あって、組合が秋南に
とり組み出したのは46

年の事であった。その
年の春岡で確認した労
災補償「死七知るしを
死七なら14級まで協定
化した。休業補償の上
積みもった。この時
点で労災被災が発生し
ていたわけではなく、新
産別京釜地連の指導も
あって「まあとにかく
とっておこう」という
意識だったそうである。
そして48年春には「

17号の案内

- 主編 (1ページ)
- 秋斗から秋南の斗
いへ
- 特集 (257ページ)
- 秋斗のりこえ不
断の完全斗争
- ニュース (851ページ)
- 緊急アピール (154ページ)
- 労働者力闘入料
大阪労連は労働者
に訴え
- 特別報告 1 (456ページ)
- 今もと系中産階級
の苦しみ
- 特別報告 2 (1758ページ)
- 原義野放し行政の
犠牲は誰だ
- 被災労働者の声 (185
19ページ)
- 肉いの中から (2033ページ)
- ほん不全になつて
あたりまえに
- 原稿 (2426ページ)
- 被災労働者と共に
その2

死七600、49年春には「死七1000」と補償額を著実に引きあげてきた。労災申争は順調にいったいっている。これだけ金とつておけばええやろ」と思っていた。

補償協定打げ ではあな心なつた

ところが、今年の5月、こんな「うまくいっている」という意識を吹き飛ばす「事件」が立て続けに2つおこった。ひとつは、キーパンチャリの職場から「ケイ腕」が出ていくと提起され、とになく職場懇談会をともにみると、ワケのパンチヤリなら切々と苦しみを訴えられ驚天した。「これはえらいこつちや。なんとおせにや」と思っていた矢先に今度は監督署なら是正勸

告が出された。会社を追及して公表させてみると、それが10数項目に及び、じん肺、有機溶剤中毒、鉛中毒、放射線障害などの対策を是正せよというものであった。うち危険なものは何でもあるしと思っていたがひとつひとつ指摘されて改めて驚天。

この時なら執行部はフンドシのしめ直しになつた。まづ執行委員が労災職業病の恐ろしさを知る必要がある、と京滋労職対の協力でと名前の乙度になつた。

その2 二組は五年で解体

大幸銘板の労働組合にとつて労災職業病斗争という特別な存在し

て是正勸告書の検証と学習会を行った。そして次の執行委員会では1.是正勸告を速々に実施せよ。
2.パンチャリの健診結果を報告せよ。
3.タイプライター等で健診を受けていない者の健診を実施せよとの要求をまとめ、秋の要求をまとめていらいらなると即座に会社について交渉を続けていく。会社は「金のななることとせん」と居直つていくが、健診結果の報告などひとつひとつ要求を認めさせつつある。

全日一般合同 大幸銘板分会
てい、ない。労災斗争はまさに組合運動そのものの中にきっちり組み込まれている。それ

また、9月12日には監督署におしかり「是正勸告を出したら責任がおつたわけではな」と追及して再監督と、その上での再勸告を約束させた。
「これはまでは、労災を何とか外にもらすまい」という会社の意思にのつたつて、金さえとつておけばよいなどと考えていた。
と、これまでの間い反省をしていく。神本NJA労組は今、車の両輪をそろえつつある。

は組合のおいたちともゆかりがたからみ合っているのだから。
労災撲滅に立て
昭和44年12月1日
片腕切断という災害に

突然見舞われた。そして2ヶ月後には更に2人の労働者が相次いで手指切断の負傷を負った。職場の中にはこのままではいつ自分達の体がやられるかわからないという不安がよぎったのは当然であり、事故発生翌日には工弁を中絶して、命を守れしをスローガンに本工パートを向わず殆んど全ての従業員一六〇名の加入のもと労働組合が結成されたのである。

しかし組合の前途は多難であった。道徳災害養生が起るや「2人が本ンヤリしているから」という不注意論をまき散らし、組合が結成されるや早々と分裂策動に及ぶのである。そして一週向後には工弁をはじめ入寮者24名を残すのみとなり、一

災害源はなぜ何だ

時は5名にまで追いつめられるのである。

絶対少数派でありながら組合は一步もひけをとらず着実な闘いを進めていく。最初に取組んだのは災害の原因たる12時間交代という殺人的勤務体制を打破する闘いであった。組合は残業を一切拒否し続けた。その結果2組にも同調者が現れ始め、残業は実質的に廃止されたのである。I弁はこの闘争の勝利で少数でもやれるしという一定の自信を得たという。

45年春、会社は今度は3交代制をしくという攻撃に出てきた。しかし、同年総評全国一般労組に加盟した労組は土曜日夜の出勤ボイ

コットの闘いでこれにたえ、その持続した闘いによって翌46年にはその制度化を免れ取るのである。47年は組合拡大の年であった。6月保安委員2名の首切りを撤回させ、更にその配転に伴う腰痛を労災認定させた。(2名一組へ)

更に年末一時金、時短斗争では二組の反乱が生じ、一挙に15名が一組へ復帰したのである。

着実に前進する闘

48年になつて印争体制を整えた組合は、安全センターと共に職場の危険点検に入り、じん肺・騒音・有機溶剤とその不安全性を告発し、徐々にその改善を現行は、バブ作業等に

発生している環境、新材料から出る有毒なス内服、そして接着に用いる超音波による身体の変調内題等にとりくんであり、その前進は止まる所を知らず。

二組も会社も

49年秋、企業は組合に二組との合同を要請したが組合はこれを拒否した。二組も総評化と同盟に加入し何となく我を保とうとしてはいらぬが、労災印争は勿論あらずる面でも二組の指導力は失墜している。日常のあたり前の労働運動としての労災職業病闘争が階級意識を持つ多数の労働者を形成してきた。そして現在、北現の拠点劇場として分会は着実に前進し続けている。

その3 安全パトロール。安全対策部会など
日常活動で着実に前進

イニシアチブを
組合で握り

75年度の活動基本方針は「安全問題の処理体制を一步前進させる方向で取り組む」こととした。当支部では安全衛生問題といえども、労使の力関係の問題と考えており、従って会社に負けない力をどのようにして組織し、問題の解決にあたって組合側のイニシアチブを握るなという事になりました。

とりわけ、49年1月元組合委員長を5年もちつた人向を会社安全課に増員配置するといふ中で、組合側のイニシアチブを握るといふことは緊急を要する課題で

安全パトロールを
組合員が担い取る

ありました。こうした背景の中で、この一年の活動を振り返ってみると「組合の安全対策部に相談すれば問題を解決してくゆる」といって風潮がななりなだった。また、安全第一課は組合安全対策部で、会社の安全課は、安全

安全衛生委員で
組合要求を貫徹する

事務局へ安全対策部長、常任で構成）な何れの問題あれば随時安全課と交渉する慣行を守ると同時に、今年も問題によって該当職場の安全対策部員も入って交渉するようにしてきた。このことを通じて会社の考え方に對する見方についても事務局と部員あるいは該当

第二課だと陰口をたたかれるまでになったというところは、安全問題の処理体制がななり前進したのではないかと評価している。今後も組合側のイニシアチブを守つていくために、組合員ひとりひとりが安全衛生問題に關する理解を深め、かつ生命と健康を守ることを権利として自覚するように努めていく。

職場とのギャップをなくすのにきわめて有効であった。

安全衛生委員会では、昨年度の途中から始めた組合側指導事項を課題の一番目に持つてくることによつて組合指導事項に對する会社側の対応に對して、時間を気にせずに組合側の主張を強力に行ない、

取場に目光らす
安全パトロール

納得のいく対応策を出させることができた。このため安全衛生委員会が予定の2時間（午前中）をこえて午後まで延長せざるを得ないことだる回生じた。

かくして、安全衛生委員会では、会社に問題の解決策を出させ、それを必ず実行させることによつて、事実上決定機関の役割を果たしてきた。

以上のような活動の結果、この一年間で多くの設備改善などを会社に行かせた。

①安全パトロールの毎週一回実施をほぼ完全消化する中で、職場の各種問題をひろいあげてきた。この問題を安全対策部で検討し、職

場で再検討したり、安全衛生委員会への指摘事項として取り上げた。

②安全対策部会（20名）の定時後、月2回の開催もほぼ完全消化（計22回）する中で、問題点の検討、意見を流し、学習などを行ない、第一義的に親睦を深めギヤツスをなくすことに成功した。

③職場の問題に対して、安全対策部員が中心になつて職制に申し入れたりして、職場を解決する方向で取り組み、本年度中で23件の改善を行なうことになった。このことは安全問題に対する職場の自主的取り組みの成果へ主眼を移し、評価している。

④労災被害者の事故後の経過を個人的にきめ細かく追跡し、被害者が治療・療養に専念でき

きるよう、心配事を取り除くために最大限努力して来た。いかに小さいケチな、あるいは部分的なといえども完治するまで休業するよう、そして休業できるように会社との交渉を精力的に行なつた。

その結果、10年前の労災による再発（歯に存タか出てきた）など、労災再発の発掘ができた。この治療も会社の責任で処理させた。

⑤安全対策部の活動領域を従来になく広げた。例えば発電所の現地安全パトロールの実施、安全ニコースの発刊、支部外活動としての尼崎労働者安全衛生対策会議との積極的交流等、

全般的に及なり前進したという評価はでき

るにしても、現実には、事故は相変わらず頻発してあり、休業8日以上、の重大災害も少なくないという事実は、安全衛生活動がまだまだ不十分であることを証明している。したがって、今後今までの活

動を質的にも拡大して、いかにばならない。さらに、今までの活動の重点は、安全問題に限定されていたので、今後は衛生問題についても取り組んでいく必要がある。

■4■分会と支部で安全スクラム……自主健診認定で数々の成果

全港灣沿岸南支部

一九七〇年、全港灣沿岸南支部は、港灣労働者に多発している労災職業病問題を解決するため、支部安全衛生委員会を結成した。この内、支部内部で労災職業病に苦しんだ林さんを中心にし、同様な悩みを労働運動の中で解決しようとした人々が集って作られたものだった。

はじめ、企業として安全パトロールをしてきたが、現場から、大名行列はあんなにと言われ、その後、企業主を排除し独自の安全パトロールをやっている。

この間、労災時の貸金、一時金の一〇〇%を保障させたり、仲間数名の生命を奪ったケルクレインの摘発を行

、労働用品の改良を
行った。
又、住居闘争では住
居組合のタレ流してい
る資金の分析を行い、
公営問題ならも追及し
た。

さらに、支部労働者
の健康診断を行い、患
者の調査、労災認定の
商いに知り組んだ。現
在まで、昭和分会での
労争中労災との闘い、
高田分会での腎不全
職業病との闘い、上野
じん肺闘争、米穀運送
分会の肺病・胃腸病と
の闘いなどを行って、い

一人の労災闘争にも 組織で対応

沿岸南支部は各分会
に分会安全委員会を設
置しており、分会での
労災職業病の解決に取
り組んでいる。
さらに、支部では互

部安全委員会を設置し、
支部専門機関として活
動している。支部安全
委員会は年一回定期大
会を開き、一月一回定
例会を開いている。
また緊急の場合には

安全委員会四役会議を
開き、方向を決定して
いる。また安全闘争は
支部全体の労働運動で
あるため、支部の副支
部長登川氏が安全委員
会の事務局長を務め、
さらに執行部から登川
氏が安全委員会専従で活
動している。

安全委員会は支部の
闘争の方針に従いなが
ら、支部全体の利益を
確認し、闘っている。

全労連青年労働者の 最先端を邁進

だが、同支部では、
安全闘争が拡がれば私
かるほど、分会なら色

色な問題が出されてお
り、その問題を組織的
に解決する方向を模索
している。すなわち、
今までは支部安全委員
と分会長、分会安全委
員との活動が安全闘争
であったが、分会員一
人一人が、またたくの
分会の闘争として安全
闘争に立ち上ってこよ
うとした時、安全委員
会はさらに組織的に活
動をしなければならな
い。

こうした闘いの中
ら、組織強化の試練を
受け続けつつ、支部安
全委員会は一歩一歩、
いかに千歩の道程であ
ろうとも、決して歩み
止まることなく進みつ
つある。

その闘いの中なら、
一方においてはその
分会で自主健診（結果
は組合に、費用は企業
負担）をする実力をつ

け、又一方において、
全労連関西地区として
の労職対結成を働きか
け、上野じん肺闘争を
全国にアピールする中
で、全労連の全国大会
で港務労働者のじん肺
闘争の確認を取りつけ
るだけの影響力をもち
つつある。



パンフ紹介

原動力労働者の犯罪
性を被労労働者の目
から鋭く告発する

苦しみと不正を 裏切り起す

(発行者) 2008 (編集)
放射線被曝者同盟

関西労働安全センター
で取り扱っています

てに何体内でるな本す行がる。廣西にれす日一のれに岸甲岸一
 一がより何個このの役を政全。庫。面。に。れ。す。日。一。の。れ。に。岸。甲。岸。一
 一がより何個このの役を政全。庫。面。に。れ。す。日。一。の。れ。に。岸。甲。岸。一
 一がより何個このの役を政全。庫。面。に。れ。す。日。一。の。れ。に。岸。甲。岸。一

大正十一年九月六日
 大正十一年九月六日
 大正十一年九月六日
 大正十一年九月六日

全港青函西地本
 山本敬一

阿直はの...
 阿直はの...
 阿直はの...
 阿直はの...

マミズ化して...
 マミズ化して...
 マミズ化して...
 マミズ化して...

取業病...
 取業病...
 取業病...
 取業病...

阿直はの...
 阿直はの...
 阿直はの...
 阿直はの...

阿直はの...
 阿直はの...
 阿直はの...
 阿直はの...

公式認定を行う確認を
とりつけた。勿くありま
す。しかるに、今尚そ
れが実行されていない
ので、当組合は沿岸支部
と厚生全社生委員会は
9月3日その怠慢を追
及し、説明を求めると
め、集団抗行行動をと
りました。局長は不在
原之長は口をこぼして

説明に怠いまいが、た
く、態度をとり続けま
した。このような抗行
下にあつて、当局は不
にも懲罰権力を導入し
、石組組合員の行動を
一時的に力をもつて排
除しました。又置九月
日更にこの事に対する
抗行と前記上組のい
所問題について、極め

て般定された小人敵の
交渉に好しても話
合いを拒否し、警察
力を臨空に待たせしめ
る等、組合の糾弾、交
渉、話し合いの民主的
権利を終始否定し、つ
ける態度をとつた事は
誠に遺憾なことであり
ます。
大阪府仲草華局がと

ったか、弾圧的態
は、およそ併発職業
に對する我々組合の
力とは隔りもはなは
しいものと、言わねば
なりません。再びか
要のないよう申入れ
と共に、当オに於し、警
察権力導入について、
殺害を文書によつてよ
せられる様、要請しま

特別報告

宮崎の今も銃撃山、農家の苦しみが
「松尾焼鋤山を訪ねて」

大正四年九州宮崎県
児湯郡本城町焼所等、
に重砲酸へ猛毒致死量
加(180mg)を高濃度
含む鋤酸が発見され、
いわゆる「松尾鋤山」
として大正七年から事
業を開始した。

し、以後大々的な掘出
しが始つた。昭和十
年には鋤山から排出す
る高濃度の排煙が周辺
の農村に様々な被害を
及ぼしてあり、このた
めの抗議を受け、一時
休山せざるをえなくな
つた。

被害状況は、最近にな
つて松尾鋤山のふもと
にある本城町焼所部落
の農家から発見された
文書によると、お、よ
そ次のような状況であ
つた。
「煙毒による損害補償
請求陳情書」
申請者 田爪乙蔵

昭和13年5月20日
となつてゐる。なお当
時重砲酸ガスを浴びた
柿を食べたる後、が急
死したり、このガスを
浴びた樹木が一せいに
枯れてしまつた。とか
気味の悪いエピソード
がいくつか存在してい
るのである。

家畜 牛二頭死七
蜜蜂十巢、その他野
菜穀物等総計約六百
四程の損害見損
右補償セラレタイ
他十名

昼夜連続の

アヒ酸焼き

とに角、戦前のこの
 ような農村への加害者
 としての日本鉱業は、
 村に対し月五十円の具
 舞金を出してお茶をに
 ごしてきたのだが、前
 述の通り昭和十六年一
 月休山したものの、昭
 和二十一年再開した。
 として、従来木炭で鉱
 石を焼き、亜硫酸の結
 晶粉末を採取する生産

患者切捨て

県議会でも問題

昭和四十七年一月、
 宮崎県内の土呂久にお
 ける亜硫酸中毒患者の
 問題が土地の小学校の
 首藤先生により発見さ
 れ、教研集会で発表し
 たことが大きく社会に

方式を、コークスを燃
 料にした大量生産方式
 に移った。当時の労働
 者数は、宮崎労働基準
 局の調査によると二〇
 八名に及んでいるとい
 うが、臨時工、日雇
 労働者を含むと約五〇
 〇名に及ぶだろうと地
 元では言っている。昭
 和三十三年にはほぼ届
 りつくすだけ掘り尽く
 した形で休山したので
 ある。

報道されたことにより
 融突され、松尾鉱山で
 も早く同様な被害者が
 疑出していることが宮
 崎県議会でもとりあげら
 れた。

同年三月には地元日
 向市に住む被害者二十
 一名が「被害者の会」
 を結成し、損害賠償の
 請求や、被災者の医療

補償などを要求して立
 ち上った。

ところでこのよう
 な被災者の実態を一人
 地道に研究調査してい
 た丸太教授石面先生は
 土呂久、松尾鉱山被災
 者にある程度の信頼が
 よせられつつあったが、
 宮崎県がこの地区を公
 官指定地域に決定した
 段階で、石面教授を宮
 崎県、松尾、土呂久公
 官病調査委員長に祭り
 あげた。それ以後、地
 元住民の声をよほどド
 シドシ「公官認定切捨
 て作業」を推進する役
 割にまわってしまつた。
 ここで亜硫酸による健
 康ハカイなどのように
 進むか、それを被災者
 自身による手記より引
 出し、その主旨を紹介
 しておく。

「公害病」の 被害者としての

この苦痛を

知れ

昭和33年秋、何も
 知らずに入った私は皆
 のする通りオシロイを
 ぬり付きました。煙が
 ムクムクと出るカマが
 いくつもあって、かわ
 るがわる焼けていまし
 た。―中略―次第に従
 業員も増員され、打工
 は新式のもの、2基が昼
 夜交代で焼き続け、製
 品(砒素)を毎朝取り
 出しました。へ砒素が
 カマの壁に結晶となつ
 て固まっていたのを、
 部屋の中にタオルでマ
 スクをしこ入り、スコ
 ップでかき集めました。
 天井からものすごい勢
 りで砒素は天に舞い上
 り、まだ熱気でムシム
 シと熱いので仕事を手
 早くして外に出た時は
 全身まっ白。―中略―と

に角カマの周辺には虫ケラ一匹おらず、山の木は枯れ、草も生えていなくなつた。私達は腰や首はいつもかぶれてヒリヒリと痛み、傷でもあれば喰りこんでくさされた。気管は痛み、咳は出る。先般の公署病健診では、鼻中隔に穴があいているがもうなおつていると簡単に片付けられてしまひました。肺や内臓もいたんでいふと思ひます。一語に依りていた碯水さんは既にヒ素中毒で死にました。又増川さんも病気で長いこと入院中とのこと。私も病身の毎日をおり、思ひで廻してあります。被検者を励まして下さる黒木金部会長をはじめ、皆様の御支援に心から感謝しております。(宮崎県日向市塩見平川誠四郎氏による)

災害源日本

鉱業・臭は

責任を取れ

男も女も亜硫酸による夜不眠症を防ぐため

に顔にオシロイをぬり

タオルをマスク代りに

使つたり様々な対策も

とれなりにしたようであるが、当時労働者は

「イボガエル」と呼ば

れるほど顔や手足に粒

状の発疹ができたり、

現在、公害病と認定さ

れた金多勝義さんの一

家は、家族まるごと中

毒症に悩まされている。

とくに勝義さんは先

明し、足腫も立えず、

毎日の生活を暮のシズ

さんの介護で生きている

のじな。このシズさん

もまた臭は肝臓病や腎臓病へ砒素中毒

によるもの」で苦しん

でいる。

官崎県知事は公害病

患者の認定をサボり、

日本鉱業株式会社む

しろ一体になつて、専

件のもみ消しや、わず

かばかりへ最高二五〇

万円、最低八〇万円

の見舞金で済まそうと

躍起になつてゐる。

被災者は過疎地に分

散し、まさに齒をくい

しばつて過去の労働に

よる砒素中毒の苦痛に

耐えてゐる。現在、金

多さん夫婦は「そんな

ハシタ金で、この苦し

みの補償とはよくも取

知らずな」と怒りに燃え、法廷で争う準備を迫めてゐる。

なお松尾山は今も

なお肉山当時のカマは

そのまゝ放置され、お

り、亜硫酸は雨水と共に

下を流れる小丸川の

河水に混入してゐる。

京都府下日吉町美山

町にみられる飛山で

はマンガン中毒が漸く

社会問題化しつつある

時、九州では松尾、土

呂久で同様ヒ素中毒で

苦しむ被災者が運動に

立ち上つてゐる。

(宮入昭午)

紙一

土呂久・松尾等鉱業の被害者を守る会が発行。毎年、山に採りし、取集病と公害を去りにした日本鉱業の責任を追及しつづける労働者、住民の活動記録。

先給

土呂久・松尾等鉱業の被害者を守る会
 東京都宮崎県平和ヶ丘北町6の3 田中初穂
 電話06八五・二〇二二

原発野放し行政の弊害は「免だ

放射能被害者若佐さん 労務行政の責任を迫らす

8月20日から22日までの3日間、原発放射能被害者若佐さんを支願に京大・神大伊方共済、阪大の若佐訴訟支援の会と関西労務研の安全センター、労働研の人々十数名が福岡県筑前市の労基署、福岡市の労基局へ「直ちに労災認定せよ」と書請の交渉を行った。

原発に安全行政なし

20日、敦賀労基署で署長は初めがたくはない態度で対応していたが、敦賀には5つの原発があり、放射能被曝の問題の重大性が確認されるにつれて、次第に話合いに応じていくようになってきた。

署長の話によると、原発と基も抱えた署内に、監督官は署長を含め3名しかおらず、しかもその中で放射能についての知識と取扱い

働者安全センター、労働研の人々十数名が福岡県筑前市の労基署、福岡市の労基局へ「直ちに労災認定せよ」と書請の交渉を行った。

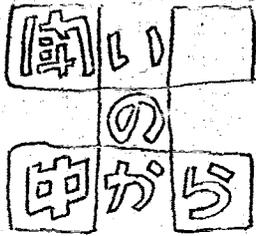
この間には社会党敦賀総支部と原水研の協力もあり、市会議員の方々も名が交渉の場に参加した。

労基局に「攻めのほろ

21日は福岡労基局で交渉が円かされる。労災課長は労働省へ行き不在、局長も先行き不明で不在であった。そこで交渉には労働省全衛生課長や庶務課長、労災課長補佐が出席した。はじめ、局の責任

荒木局長は

22日は昨日不在であった局長と話合うため再び局へ行く。だが、上の情報は「断り致します」とハッキリ断り、



一日中塩まみれ じん不食になって あたりまえだ

全港灣沿岸南支部塩回送分合

企業労基のつべを打破る

昨年十一月前さんが腎不全で入院してから
私病という事で会社は、賃金、一時金は払
わなかった。昨年七月に結成された組合と
して、この問題の解決に苦しんだが、華川
副支部長(沿岸南支部)から、塩をあつかっ
ているなら、腎臓に悪いはずだ」と助言さ
れ、取場環境を支部安全委員会と、安全セ
ンターが共同して調査した。(詳細な取場環
境、労働条件については資料参照)

その自分会での学習会や支部の安全パト
ロールがなされ、分会の斗争方針が確認さ
れ、支部安全委員会が討議されたがその内
容は、「南さんの胃臓病を業務上と認定させ
企業責任をとらすこと、この取場から才二
才三の南さんを発生させないこと」という
二つの英であった。

支部と分会は企業と団交を重ね、本年三
月に労災申請の手続きをさせた。企業は
塩は食物だ、それで体を悪くするはずがな
い、労基局に決定権があるのなら、勝手に
するがいい、と押さなわっていた。企業側
の安全衛生管理のデタラメさや、今迄の労
災への不当な処理の事実を追求し、企業側
の責任を確認させた。

本年三月、労組は大阪西労基署へ、企業
主を呼び出させ、この件に處する交渉を行

なった。この場では署側の今迄
の企業に対する行政指導のデタ
ラメさを糾弾し、さらに企業側
の安全管理上のズサンさを追求
双方は労働者の厳しい追求に
今迄の安全衛生についての責任
を確認させた。

西労基署は、認定まで一カ月
を要すると語っていたが、本年
四月をすぎてもなされなかつ
た。分会は「支部に斗いをまか
せていてはダメだ。分会独自で
やるべきだ」と方針を固め支部
も分会の斗いを支援することを確
認した。その後三日に一夜、分
会は独自に労基署斗争を約一カ
月以上も続け、認定をかちとつ
た。その後、才二の南さんを出
すまいと、自主健診にとり組ん
でいる。現在まで分会は、健診
のための学習会を席いたり、支
部安全衛生委員会と、労取研の
作ったアンケート調査にとり組
んでいる。又分会は一週間に
くく回は、南さんの家族を励ま
しに訪れ、家族をふくめた全
港灣労働者にふさめい中と原
味のある斗いを進めている。

日本塩運

南和彦氏

自己履歴書

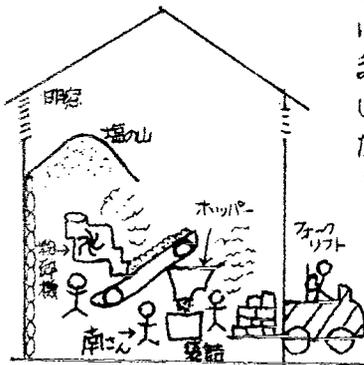
作業内容について

昭和43年9月に私は日本塩運送株式会社に入社しました。入社時から昭和44年3月まで約6カ月間、主に船内作業に従事してまいりました。船内作業のなれば倉庫作業をしてまいりました。船内作業内容は船内にある袋詰の塩をパレットに積み作業と、バラ積の塩をクレーンで運搬する際に、ガンブル(船内)に残る塩をバケツがつかみやすう様にスコップでかき集める作業をしてまいりました。バラ積の塩は3カ月間に平均して1回ぐらい一五〇トぐらいの量で、4日間ぐらいしかかかって倉庫入水をしてまいりました。その作業以外はほとんど袋詰め、袋詰めは、袋が破れて塩の船内作業では、袋が破れて塩が散在してあり、塩を多量に身

体にあびることが多く、吸い込ふことは日常のことでした。また、バラ積の塩の倉入水作業時には、バケツからこぼれ落ちる塩を全身にかぶり、顔から足の先までまったくの塩まみれになりました。また昭和44年3月から昭和44年6月まで、私は船内作業よりも倉庫内での粉碎塩の袋詰作業とフォークリフトの運転作業を主に従事してまいりました。粉碎塩の袋詰作業とは、倉庫内に山積みになった岩塩を粉碎機で細く粉碎し、それを一定重量の袋に入れるものです。この作業中には、砕粉機とホッパーから多量の塩の粉塵が発生してまいりました。(この作業内容は図IIに示します。) また、高いところで10メートルぐらい、たて50メートルぐらい、横が20メートルぐらいの狭い倉庫で、その中を粉砕機を回転し、袋詰めをした

粉碎塩をパレットに積み、それをフォークリフトで運搬するために、さらに非ガスが充満してまいりました。しかもこの倉庫には明り窓が付いていないのみで換気装置はつけていませんでした。口の中は倉庫に入つてものる分もたいたなりうちに塩っぽくなりました。そして1時間もすると服が塩の粉で白くなりました。そればかりでなく、便所へ小便をしに行く回数が増えました。また、胸やけをうったえる人がほとんどでした。自分の悪くなる日も多くありました。この作業は昭和49年6月に廃止されました。その後私は入院する1月までフォークリフトの運転作業につけてまいりました。

【図II】



病気の進行の経過について

私は上記した作業を約3年間続けた。昭和46年1月頃から体の調子が悪く感じよく疲れまじら。そこで昭和46年2月に平山病院に行き、横診をうけました。その時医師に「腎臓病」と言われまじら。その後、平山病院に6ヶ月通院しまじら。病気が一向ひどくとして良くなりまじら。私はその後、後体をなおすために三州病院にかわり、治療を続けまじら。

私はこの作業に従事するまでは腎臓病になつた事はなかつたのです。また入院する昭和46年11月まで作業をやめて23日休業すると体の調子がよくなりまじら。しかし作業を再び始めると体の調子は悪くなりまじら。そこで体の調子が悪化した時には23日間休みまじら。

私は体を治すためにもっと長く休もうと思つていまじら。が、人手不足のために休みは23日

面に限られまじら。休みと監督が「来んでもよい」とか「忙しいから出て来てくれ」とか言つてどうしてもそれ以上は休めなかつたのです。というのは1週間も休むと退職されまじら。

腎臓病の原因について

自己覚悟書に記述されまじら。ように南氏は塩を多量に吸入する岩塩粉砕作業に3年間従事まじら。昭和46年1月頃から全身がびる、すぐに疲れるとの自覚症状を訴え、平山病院を診察まじら。ところ、尿蛋白がヤラヤラ出まじら。ところ、その後通院治療を続けまじら。

平山病院通院時に腎臓腺が大さきいとのことで扁桃腺摘除術を受けまじら。そのことであるが、溶血性連鎖球菌の感染の一つの証拠となるASLD値について、我々の調査では不明であつた。

上記の発症経過から考えると

過去に時々あつたからです。こうした不完全な治療と休養が重なり、昭和49年11月20日に手足が腫み出まじら。22日に病院へ行まじら。入院を言ひ渡さまじら。今日に至つておりまじら。

（医師）松浦 良知

才一に考えらるるのは上気道感染（扁桃腺炎）に伴う連鎖菌感染による急性腎炎が明らかなる急性期を経ずに慢性腎炎に進行まじら。ことである。

この上気道感染そのものが塩の吸入のためにはないとしても長年にわたる塩の多量吸入が腎に長期にわたつて負荷を与えていたことや、休みのとれない重労働による度々の蓄積が体の抵抗力の低下をひきおこし、いでは急性腎炎にかかりやすい状態を作りあげていたことが考えらる。要にはつきりと言いつたことは、才一に急性腎炎が慢性腎炎に進行したことの主要な原因として塩の多量吸入が考えらる。即ち急性腎炎の治療の原則は塩分制

限と安静であり、特に塩分制限は急性腎炎初期には極めて嚴重に行われねばならぬとされてゐる。急性腎炎後1-2週間は無塩食とし、2週間から4週間は3g/日とし、1ヶ月以上たつてはじめて6g/日とする程に嚴重に行われる必要がある。

南氏の場合、明らかな急性期は認められてはいないが、発症前と気道感染を同度かくり返したことがあるとのことであり、この時期に職場で多量の塩を吸入したことが慢性腎炎への進行をひきおこした主要な原因ではないかと考えらる。

又には、この発症時に充分な休みをとり入院加療ができたか、たため、安静を守れなかつたことも慢性化した主要な原因の一つであろう。南氏が充分な休みをとれなかつたのは、決して本人の不養生に原因があるのではなく、自己意見書に述べられてゐるように、3日も休めばすぐに監督からりやみを言われ、1週間も休めばやめさせられるという過酷な労務管理が行われ

ていたため、家族の生活を一身に担つていた南氏はどんなに疲れても休めざるを得なかつたためである。

同様のことが慢性腎炎が進行して3年という短期間に腎不全にまで進行した原因と考えられる。即ち、慢性腎炎の時期には塩の一時約な負荷に対する腎の調節能力は低下しており、そのため6-8g/日の塩を一日に均等に分割して摂取することが必要とされてゐる。腎の調節能力をこえた塩の負荷が加ゆると過剰な体液貯留がおこり、腎循環障害、高血圧により、腎の損傷がひき起される。慢性腎炎が更に進行してくれば、塩分制限は更に嚴重に行われる心配がある。一般に慢性腎炎が腎不全に陥るまでの期間は10-20年、平均して13年といわれており、それと比べると南氏の場合発症時期は不明としても推定されてから3年余で腎不全にまで進行してしまつたことはかなり急激な悪化であると考えらる。この急激な悪化の主要な原因として多

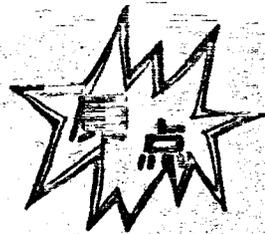
量の塩分の吸入と、安静を守るこゝろできなかったことと考えられるのである。

結論として

以上述べてきたように、南氏は多量の塩を吸入する職場で働いてゐる間に腎炎にかかり、3年余の間に腎不全に進行したのであるが、この中で医学的に因果関係が極めて明らかなことは

- (1) 急性腎炎の慢性化
- (2) 慢性腎炎の悪化、急激な腎不全への進行

の主要な原因として、塩分の過剰な摂取と安静を守れなかつたことが考えらる。これらは既に述べたように、腎炎にかかつてゐるのを承知していなから多量の塩粉塵を吸入する職場で、会社の強硬な労務管理の下で、休みをとることでもできずに働き続けなければならなかつたことに至る原因があり、南氏の腎不全は当然業務上疾病として取り扱われるべきものと考へる。



被災労働者と共に

東京じん国共産党員 宣人昭平(その二)

はじめに

私の知る限り、わが国での被災労働者(業務上傷病のため、現在年金受給者を指す)の生活奥態調査は、昭和初年度以来隔年ぐらいに、労働省婦人少年局が全国調査を行い、その結果を公表している。その内容によると、昭和初年現在毎月3万円まで生活をやりにくりにしている者が全体の62%強であった。年金額が低いので妻が内職又は臨時雇いなどで働き、何とか家計のやりくりを、と思つても、被災者の介護や妻の健康上の理由で就業できず、実際に収入を得る人は全体の14%程度であった。しかも、重症な被災労働者の場合、妻は次のように訴えている。「夫は耳が全く聞こえず、他人

が話をしているのを見ては、自分の悪口をいわれようように思い、妻以外の人は話をしようともせず、来客が来れば逃げ出してしまふ。」

「夫は被災したことによって自分の一生がメチャメチャになった、という意識が強くなり、ヤケを起こして乱暴を働き、次の生きる手段を考えようとしなない。」
以上が戦後高らかに歌いあげられた、民主主義と人間の平等を軸とする「新憲法」下における労働者の一面であることを、忘れてはならない。

戦前型で流るまでしほり

取られた労働者

岩波文庫「女工哀史」細井和喜蔵著(大正14年刊)の巻末に

「女工小唄」が反響されて、そこから更に若干を引用させてもらおう。

「会社づとめはカンゴクつとめ金のくさりななりばかり」

「紡績職工が人間なれば 電信柱に花が咲く」

「友人に非人間的な労働生活を強いられていたかは、この書のパージを読み進む程に痛切に訴えるものがある。」

まず、労働環境としての湿度は100%であるから、夏場の職場はまさに地獄である。騒音は常時80〜100フオン位で、就職後10日程すると耳鳴りがひどく、日常会話にも事欠いたという程。具体的には、大正12年の女の肉東大震災の時の富士紡小山工場の一場面が、いかに女子労働者を非人間的に扱ったかを典型的に伝えている。すなわち、「お前」は金を出して買つてある

のだから自由な行動は許さないと、
と、嚴重な監視がきで、赤々と
燃えあがる工場のわきの空地へ
拘禁しておき、ついに避難時を
失して、延焼建物のため四方々
らハサミ焼きにしてしまつた事
実がある。

又、工場内で伝染性疾患が漫
延した大正10年の岐阜県内日本
毛織物工場の事件は、
「そばについでいて、怠らずに
手当をすれば充分治るものを、
夕方の看護まりで誰もがいなず
朝まで放っておく故、病人はほ
いずり回つて、しかも血みじろ
になつて死んでいゝるのであつた。
それを「死体室」に屠牛ななに
かのように孔をつけて放り込ん
でおき、打電により親が来ると
しぼらく内で待たせているうち
に内へ電話をなけて引き合わせ
の用意をする。死体室から引出
し、あめて一向に安置して澄
明をあげ、「泣き聲」を一人つけ
て「さあ、お通り下さい」と出
る。

まことにアウシュビッツのガ
ンゴクを想わせる惨憺なものだ

ある。コレラの流行時などは、
病人の看護も小自体が「危い」
として警察と医者とに協力を依
頼して、患者に毒薬を注射し、
疑似コレラ患者を多くめて、ま
さに皆殺しにしている例もある。

戦後

前と一体何が 変わったといふのか

戦後というところの「労災職業
病」の斗いにわが国の労働者は
著るしいたちおくれをみせ現在
に至つていゝるが、それにはそれ
相應の歴史的背景があると考へ
なくてはならぬ。
つまり、戦前の労働者かんと
して扱われず物として取扱われ
しりたげられてきた、というま
ざれもない事実。
戦後の新憲法下であつても、
まだ人間としての自覚に迫つて
いない。そこでは賃金がア×で
労働はムチであつた。過酷な、
非人間的な労働も、ア×を得る
ために甘んじて耐えねばならぬ
一過程として考へて来たのでは
ないか。
従つて、戦後はそれ程××

クチやな虐待はとも角、戦前と
五十歩百歩の過酷な労働が強制
されて今日に至つていゝることは、
老病労働者、化学産業界労働者、
コンビユーター関係、原子力発
電等に、極めて悲惨な形で着
在化しつつある事が、我々安全
センターの活動により、次第に
バク口されつつある。しかも、
企業側は、戦前は警察の手と医
者の手を借りて毒薬で労働者を
殺したのに対し、戦後は、労働
基準監督官と医者の手を借りて
工場内にある毒物や有害危険物
を使って労働者を殺害していゝ
のである。本質的には全く変つ
ていない。

労働者は社会死罪だ

「エンゲルズリー」
一八四五年と言へば今から一
三五年前、エンゲルスは「英国
における労働者階級の状況」と
題して次の一文を掲げている。
「もしある個人が他のある個人
に対して肉体的な傷害を加えた
ならば、しかもその被害者に死
を招くような傷害をくぬえたな
らば、我々はこれを傷害致死と

